JAMP
標準 AIS 作成システムチェックリスト
および
認定手続き資料

第 1.1 版

平成２０年１１月１７日

JAMP　標準　AIS 作成システムチェックリスト および 認定手続き資料

第 1.1 版
発行日　　:平成 20 年 11 月 17 日
発行責任者　:アーティクルマネージメント推進協議会

本書の無断での複製、転載などについては、著作権上の例外を除き禁じられています。
本書の記載内容を利用される場合は、発行者の許諾を得てください。
本書の記載内容は要求仕様であり、その利用は各自の判断に基づき行うもとし、発行者はそれによって生じた一切の損害については責任を負いかねます。

変更履歴

項番	修正項番	変更日	変更内容	変更理由	変更後版番号
1	ﾁｪｯｸﾘｽﾄ 14	2008.11.10	「管理対象物質リストのバージョンが明示されること」を「管理対象物質リストのバージョンをユーザが認識できるようにすること」に変更。	手段によらず、ユーザに対してバージョンがわかる仕組みを提供すべきであるため。	1.1
2	ﾁｪｯｸﾘｽﾄ 16	2008.11.10	削除（欠番）とする。（項番 18 に統合）	材質用途リストは現状材質分類リストに含められており、バージョンは材質分類リストとあわせて一つであるため。	1.1
3	ﾁｪｯｸﾘｽﾄ 18	200811.10	「材質分類リストのバージョンが明示されること」を「材質分類リスト（材質用途リスト含む）のバージョンをユーザが認識できるようにすること」に変更。	項番 1 と同様。また、項番 2 により、材質用途リストも同一バージョンにて管理するため。	1.1
4	ﾁｪｯｸﾘｽﾄ (※2)	2008.11.17	動作チェックのテストパターンを追記。	テスト実施方法の明確化。	1.1

■ 標準 AIS 作成システム認定について

1. 認定の目的

(1) 本認定は流通する AIS の互換性を確保するために実施するものである。

2. 認定対象

(1) 他社へ有償･無償に関わらずプログラム又はサービスとして提供される AIS 作成システムとする。

(2) 認定対象の AIS 作成システムは、単独プログラムに限らず、プログラム群での認定も可能とする。基本機能のみ、複合化と単純化のみ、およびすべての機能の 3 つのパターンが可能である。

(3) 自社内で使用するためのシステムについての認定は任意とするが、認定しない場合も本チェックリストによる要件充足確認の実施を推奨する。

3. 認定のプロセス

JAMP による認定は以下のプロセスに従って実施される。

(1) 認定を受けたい企業
- JAMP 標準 AIS 作成システムチェックリストおよび認定手続き資料を JAMP 情報センターから入手する。
- 上記認定手続き資料には、企業情報等を記述した認定申請書、AIS 作成システム認定チェックリスト、テストデータが含まれる。
- 認定申請書作成、チェックリスト、チェックリストの指定項目毎にエビデンスの資料、を準備する。
- JAMP 情報センターに 申請書類一式を送付する。

(2) JAMP 情報センター
- 企業の審査を行う。
- AIS 作成システムチェックリストのチェック項目に対して消し込み、エビデンス資料がそろっているか確認する。
- 問題があれば申請者に対して逐次質問を行い、訂正が必要であれば訂正させる。
- 問題がなければ、情報基盤企画実行委員会に対して審査依頼を行う。

(3) JAMP 情報基盤企画実行委員会
- 審査依頼を受け付け、委員会において審議および判定を行う。
- 結果を JAMP 情報センターに返信する。

(4) JAMP 情報センター
- 情報基盤企画実行委員会の審査結果を受けて最終的な認定承認を行う。
- 申請元企業に対して認定可否を通達する。
- 認定作業費用の請求書を発行する。(注)

(注)認定は有料となる。認定の実施に関わる最低限の作業費用等に相当する金額を申し受ける。
具体的な金額等は、JAMP のホームページを参照。

4. 認定に関わる留意事項

(1) 一旦認定した AIS 作成システムについても、ユーザまたは JAMP 情報流通基盤において、申請元に起因する著しい問題が発生した場合において、JAMP からの改善要求に対して誠実な対応がなされないような場合は、JAMP の判断にて認定を取り消す場合がある。

(2) AIS または AIS 作成システム要求仕様の大幅なバージョンアップ等に伴い、再認定を実施する場合がある。

(3) 認定後は、JAMP ホームページにて認定システムであることを公開する。

(4) 申請元は、JAMP 認定システムであることおよび JAMP の AIS 関連の標準に準拠している旨を製品プロモーションに利用できる。

■ 標準 AIS 作成システムチェックリストについて

1. 本チェックリストは標準 AIS 作成システム要求仕様書に従う機能および運用に関するチェックリストである。

2. 記入要領

(1) 対象 AIS バージョンは、チェック対象システムが作成する AIS のバージョンを記入する。

(2) 対象要求仕様書バージョンは、チェック対象システムが準拠する標準 AIS 作成システム要求仕様書のバージョンを記入。

(3) 機能カバー範囲は、チェック対象の AIS 作成システムの該当する機能カバー範囲にチェックをつける。

(4) チェックリストの消し込みは、機能カバー範囲に従い、基本機能のみの場合は基本欄、複合化と単純化機能のみの場合は複合・単純化欄を、すべての機能の場合は両方のチェック欄を消し込む。

(5) 消し込みは〇を記入する。斜線のチェック欄はチェック対象外のため消し込み不要。

(6) 網掛けのついたチェック項目はエビデンスの提出が必要な項目であり、以下の通りのエビデンスを提出すること。
- (☆)のついた項目は、そのチェック項目を消し込むに当たって机上確認したドキュメント、帳票、画面ハードコピー等。
- (★)のついた項目は、そのチェック項目にしたがって実際にシステムで作成した AIS データ(XML)、チェックリスト等。

受付番号：

JAMP 標準 AIS 作成システム認定申請書

(Joint Article Management Promotion-consortium Article Information Sheet)

社団法人　産業環境管理協会
会長　殿

JAMP 標準 AIS 作成システム認定を申し込み致します。

申込年月日	平成　　年　　月　　日	
ヨ　ミ　ガ　ナ		印 (社印)
法　人　名　称		
◆法人名称（英語）		
所　在　地　住　所	〒	
本社所在地住所		
代　表　者　名		
設　立　年　月　日		
資　　本　　金		
従　業　員　数		
代表電話番号		
業　種　分　類		
取　引　銀　行		
主　な　取　引　先		
責任者役職・氏名		
申請事業部門名		
申　請　担　当　者　名		
申請担当者連絡先		
申　請　必　要　書　類	□チェックリスト　　□テスト結果の資料	
認　定　範　囲	□基本機能のみ　　□複合化＋単純化のみ　　□すべての機能	
備　　考	認定番号：	

◆法人名称（英語）につきましては、英文ホームページに掲載されるため、登記名もしくは掲載されてもよい名称を記述ください。
※社印を押印頂いた書類を、JAMP 情報センターまでご郵送下さい。
※本件にお預かりした個人情報については、社団法人産業環境管理協会の個人情報保護基本規定等に基づき、安全かつ適正に管理いたします。

産環協認定完了

法人名称			
対象 AIS バージョン		対象要求仕様書バージョン	
機能カバー範囲	□基本機能のみ	□複合化＋単純化のみ	□すべての機能

項番	大分類	分類	チェック項目	申請元チェック欄		JAMP確認欄
				基本	複合・単純化	
1	机上チェック	機能	AIS 作成システムとしての機能のカバー範囲が明確になっているか。			
2			AIS として画面上又は出力帳票に表示する場合のデータ項目名は、標準 AIS 作成システム要求仕様書（※1）記載の項目名に従うこと。（☆）			
3			出力する XML データは、XML スキーマおよび JEITA 環境辞書に従った形式であること。（☆）			
4			要求仕様書の表3－2に記載の項目は左記表の記述の通りの AIS 項目と JEITA 環境辞書のクラス・プロパティとの対応に従って、入力・表示・出力すること。			
5			要求仕様書の表3－2に記載の項目については、「半角／全角」「文字種類」「字数制限」「字数」「必須」に関する、項目チェックを実施すること。			
6			要求仕様書の表3－2に記載の項目については、XML スキーマおよび JEITA 環境辞書に従って、すべての項目が XML データに出力できること。			
7			要求仕様書の表3－3に記載の項目については左記表のとおりに XML データに出力されること。			
8			要求仕様書の3．2．2（1）に記載の複合化仕様に従って対象アーティクルの複合化 AIS が作成されること。			
9			要求仕様書の3．2．2（2）に記載の単純化仕様に従って対象アーティクルの単純化 AIS が作成されること。			
10			出力は XML ファイル命名ルールに従うこと。 ・原部品：AISAxxxxxxx.xml ・複合化：AISByyyyyyyyyyy.xml ・単純化：AISCzzzzzzzzzz.xml			
11			標題6及び7の各項目について、要求仕様書の表3－6に記載のとおりの内容を、表示もしくは印刷出力できること。			
12			管理対象物質リスト等のリスト類のバージョンアップ時、新バージョンによる AIS 作成システムを提供できること。			
13		制約条件	報告物質の入力支援に JAMP 提供の管理対象物質リストを使用していること。			
14			上記で使用している管理対象物質リストのバージョンをユーザが認識できるようにすること。			

項番	大分類	分類	チェック項目	申請元チェック欄		JAMP確認欄
				基本	複合・単純化	
15			材質用途の入力は JAMP 提供の材質用途リストを使用し、リストに存在する材質用途のみが入力できること。			
16			(欠番)			
17			材質分類 No の入力は JAMP 提供の材質分類リストを使用し、リストに存在する材質分類のみが入力できること。			
18			上記で使用している材質分類リスト(材質用途リスト含む)のバージョンをユーザが認識できるようにすること。			
19			管理対象物質リストは、ユーザがデータファイルとしての一括切出しおよびデータファイル単体での取扱いができないこと。			
20		その他	取扱説明書もしくはこれに準ずるものが媒体・方法の如何によらず提供され、システムとともに入手可能なこと。			
21			問合わせ窓口が存在し、ユーザに対して明示されていること。			
22			システムの不具合に対して、迅速にシステムがメンテナンスされること。			
23			AIS の仕様変更などに関する対応方針が明確になっていること。			
24	動作チェック	基本機能	認定対象の AIS 作成システムに、JAMP の用意する認定テスト用構成･組成情報を入力し、所定の AIS が得られること。(★)			
25		複合化機能	認定対象の AIS 作成システムに、JAMP の用意する複数 AIS データ(XML)を取り込み、複合化により対象アーティクルに対する所定の AIS が得られること。(★)(※2)			
26		単純化機能	認定対象の AIS 作成システムに、JAMP の用意する複合アーティクルの AIS データ(XML)を取り込み、単純化により対象アーティクルに対する所定の AIS が得られること。(★)(※2)			

(※1)以下「要求仕様書」という。

(※2)複合化・単純化については以下のパターンのテストを実施し、その入出力データを含むエビデンスを提出すること。

パターン1については、申請元にてテストデータを用意し実施すること。

パターン2については、JAMP の提供するテストデータを使用すること。

◆パターン1：原部品 AIS、複合化 AIS、単純化 AIS のうちの2種類の AIS の組合せによる複合化・単純化

	原部品AIS	複合化AIS	単純化AIS
原部品AIS	①複合化 ②単純化	①複合化 ②単純化	－ ①単純化
複合化AIS	－ －	①複合化 ②単純化	－ ①単純化
単純化AIS	－ －	－ －	－ ①単純化

◆パターン2：原部品 AIS、複合化 AIS、単純化 AIS3種類のすべての AIS の組合せによる複合化・単純化

①複合化 ： 原部品 AIS＋複合化 AIS＋単純化 AIS

②単純化 ： 原部品 AIS＋複合化 AIS＋単純化 AIS

JAMP　標準　AIS 作成システムチェックリスト および 認定手続き資料

第 1.1 版
発行日　　:平成 20 年 11 月 17 日
発行責任者　:アーティクルマネージメント推進協議会